慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔民法二八〕強迫による雇傭契約の解消と取消 (昭和三七年一月三一日大阪高裁判決、取消)
Sub Title	
Author	田中, 実(Tanaka, Minoru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1962
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.10 (1962. 10) ,p.60- 68
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19621015-0060

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔民法　一二八〕　強迫による雇傭契約の解消と取消

（昭和三七年一月三一日大阪高裁判決、取消
昭和三六年（ネ）五八四号仮処分申請控訴事件
判例時報二九三号九頁）

【判示事項】 (1)雇傭契約の合意解除が強迫によるものとして取消し得ると認められた例
(2)取消し得べき雇傭契約の合意解除が一部の履行により追認されたと認められた例

【参照条文】 民法九六条一項、一二五条一号

【事実】 原告（被控訴人）Xは、昭和三二年四月以降、被告（控訴人）Y紡績会社に、精紡工として期間の定めなく雇傭されていたものであるが、昭和三五年二月ごろから、容共民主々義団体である民青に加盟し、また週刊誌「わかもの」の読者となり、この民青および「わかもの」の各サークル活動に参加するようになつた。

Y会社は、Xのこのような活動を好まず、工場の工務係長・現場の班長・寄宿舎の舎監などが、いろいろな手段と機会を通じて、民青や「わかもの」との関係を断つようXにたいし説諭や忠告を加えていた上、同僚にもXとの交際を禁止したり、Xを精紡工としては類例の少ない炊事係に配置転換したりしていた。また、Xの出身地である徳島にY会社が工員募集のため設置している徳島出張所の所長までが、工場に来て、Xにたいし「あなたが民青をやめないなら、おかあさんに知らせて必ず郷里に連れ戻させる。そうなると、会社は、今後徳島県下からは絶対に工員を採用しないようになる」との趣旨を申し向けたこともあつた。

Xは幼くして父を失い、昭和三五年一〇月ごろ、母は郷里徳島県の片田舎に独りで極めて貧しい生活をし、長兄は早くから和歌山市

に出て鉄工所に工員として勤務していたが、Xはこの長兄とは昭和三三年の正月和歌山で生まれてから始めて一回会つただけで、その後会つたことはなかつた。その兄は、会社の意を受けたらしく、三五年一〇月末ごろ、突然姫路の工場に現われ、Xにたいし「民青をやめるか、会社をやめるか、どちらかにしてくれ、なるべくなら会社をやめて、和歌山で兄と共に暮そう」とか、「徳島出張所長が郷里の母にたいしお前を民青や「わかもの」と関係を断つよう説得してくれと懇請したが、母が手紙が書けないで、らちがあかぬので、所長は母を連れて和歌山の自分方に来り、二人が自分に右説得方を懇請し、今和歌山で待つている」とか述べ、しかも兄は同日より翌々日まで工場に宿泊して、執ようにXに迫り、そこでXは「民青をやめる」旨の誓約書を書き舎監に交付するようなことになつた。舎監は、今会社をやめるなら、ボーナスも十二月分まで給与する、というようなことも、いつていたらしい。

Xは、右のような誓約にもかかわらず、その後も、民青や「わかもの」のサークル活動を継続していた。同年一一月二九日、兄が再び工場に来て、Xにたいし「徳島出張所長が自分方に来て、妹さんを連れ戻してくれ、どうせ会社としてもクビにするつもりらしい、といい、母も所長と共に来て、泣いている。お前は、誓約書を書いて民青のサークル活動をやめると約束したのに、なお活動している。これ以上活動を続けると、兄としては自分の会社にも具合が悪いから、退職願を書いて、会社をやめてくれ」と要求し、「兄を路頭に迷わしてもよいのか」などとも申し向けた。

ついにXは、母が心痛すること・兄に悪い影響を及ぼすこと・徳島県下から工員が採用されなくなること、等々を思いわずらい、やむなく退職を決意し、同年一二月三一日限り退職する旨の退職願を作成し、舎監に提出するにいたつた。こうして、XY間には、雇傭契約を解約する旨の合意が成立したわけである。

兄は即日和歌山に帰り、Xはなお半月ほど寄宿舎に滞在し、その間に、給料残金や退職金を受領するなど、退職に伴う諸手続をした。

その後、Xは、Yを相手方とし、右退職は兄の強迫によるものであり、したがつて民法九六条一項により取消す旨の主張をし、地位保全の仮処分を申請した。第一審の裁判所は、Xの主張を容れ、X勝訴。これにたいし、Yの控訴した第二審が、本件である。

【判旨】 (1)右認定の事実関係のもとにおいては、被控訴人主張のように会社が被控訴人を解雇したものであると断定することはできない。

(2)会社は、被控訴人の容共民主々義の思想、信条及びこれに基く民青及び「わかもの」の各サークル活動を嫌い、同人の退職を希望していたことは窺われるけれども、被控訴人の前記退職の意思表示

が、被控訴人主張のように、普通人をしてその地位に立たしめても他の途を選ぶことを期待し得ない程度の抗拒し難い威迫、その他意思の自由を喪失する程度の圧迫を受けてなされたものであると断定することはできない。

(3)控訴人の兄昇の被控訴人に対する退職の説得行為は、昇が前記誓約書を作成せしめた場合と退職願を提出せしめた場合とを前後相通じて考究すると、兄として気の毒な立場にあつたとはいえ、通常の説得の程度を著しく逸脱したものであり、また被控訴人の容共民主々義の思想、信条及びこれに基く活動を嫌つてなされたものであるから、違法性を帯有するものであるというべく、なお、右説得行為は、被控訴人が退職を拒否するにおいては、前記のように兄昇及び妹らに対し失職その他の悪影響を及ぼし、被控訴人自身につき解雇の結果及び再就職の困難を招来し、母を何時までも心痛せしめる結果になるべき趣旨の害悪を示したものであるということができ、なおまた、被控訴人は、昇の退職の説得を拒否するにおいては、右のような害悪の生ずべきことにつき畏怖を生じ、その結果やむを得ず昇の要求を容れ、因つて会社に対し退職の意思表示をしたものであるとみるべきである。従つて、昇の説得行為は、民法第九六条第一項の強迫に該当し、被控訴人の退職の意思表示は、強迫に因るものであるというべきである。

控訴人主張のように、被控訴人は、退職の際、右各金員の受領その他退職に伴う諸手続を終了したことが疎明し得られるが、前段認定の退職に至るまでの事実関係に、弁論の全趣旨を総合すると被控訴人の右各金員の受領その他退職に伴う諸手続の行為は、退職願を提出して、退職した関係上、被控訴人において、退職に伴う当然または通常の行為ないし手続としてこれをなしたものであることが認められるのであつて、かような行為ないし手続がなされたという事実をもつて、本件退職の意思表示が強迫に因るものである旨の前記認定を左右することはできない。

(4)会社は、被控訴人が退職願を提出した日の翌日である昭和三五年一一月三〇日被控訴人に対し被控訴人が退職したにより支払うべき同月二一日以降の給料残金二、三八〇円及び退職金八、四七二円を支払い、被控訴人は、これを受領したことが疎明せられる。右給料残金及び退職金の支払は、いずれも前記雇傭契約の合意解約の結果会社が被控訴人に対し履行すべき債務であつて、被控訴人は、その債権者として右履行を受領したものであるというべきである。ところで、前示認定の被控訴人が退職するに至るまでの事実関係によると、同年一一月二九日退職願を提出した後においては、被控訴人は、自己が退職しないことに因り生ずべかりし前記各害悪は右退職により生じないことになつたと考えるに至つたものであることが推

認せられ、原審における被控訴人本人尋問の結果によると、昇は、右一一月二九日被控訴人が退職願を提出した後、午後五時頃姫路市において被控訴人と別れ、即日和歌山市の自宅に帰り、被控訴人は、その後なお会社の寄宿舎に残留し、一二月一五日に退出したことが認められる。右認定の各事実に、前示認定の被控訴人が退職するまでの事実関係を彼此参酌して考えると、昇の被控訴人に対する前記強迫の情況は、両名が右一一月二九日姫路市において別れたときにやんだものであるというべきである。従つて、その翌日たる同月三〇日における被控訴人の前記履行の受領は、民法第一二五条第一号の少くとも「一部の履行」に該当し（同条第一号は、取消権者が債務者として自己の債務を履行する場合だけでなく、債権者として相手方の履行を受領する場合をも含むものと解するを相当とする。）、被控訴人は、取消し得べき行為たる前記雇傭契約の合意解約につき追認をなしたものとみなされ（被控訴人が同条但書による異議をとどめたことについては、被控訴人において主張、疎明をしない。）、被控訴人の意思如何を問わず、追認と同様の効果を生じ、右合意解約の効果は確定するに至つたものである。従つて、右合意解約は、その後被控訴人において前記強迫を理由としてこれを取消すことができないものであるから、その余の争点につき判断するまでもなく、被控訴人の前記主張は不当として採用できない。

【評釈】 一　いろいろ重要な問題をふくみ、考えさせられるところの多い判決である。判旨には必ずしも賛成できない点があるように思われる。

まず、右判旨の第一点および第二点における事実認定は、おそらく正当であろう。会社側が各種の微妙な手段を用いて被控訴人をして退職するにいたらしめたものではあるけれども、ともかく被控訴人自身の退職しようとの意思決定を通していることがうかがわれるので、会社側からの一方的な解雇とも考えられないし、また「意思の自由を喪失する程度の圧迫を受けてなされた」退職の意思表示とも考えられない。この二つの点については、あえて問題とする必要もあるまい。

しかし、右判旨の第三点および第四点については、多少の疑問があるように思われる。判旨第三点では、会社の意向を受けた兄が被控訴人をつよく説得して退職願を提出させたことが強迫によるものとみとめられたのであるが、肉親のあいだの勧告や説得は、われわれの社会にはザラにみられることであり、もとより一般的には合法的なことであつて、特別な事情のないかぎり、それを「強迫に因るもの」として取消を許すべきではあるまい。本件における特別事情の評価は、果して合理的であろうか。

さらに、判旨第四点のように、いちおう強迫による退職願として取消の可能性をみとめつつ、しかも、被控訴人の退職金受領などの事実をもつて民法一二五条にいう法定追認に当るとしたことにいたつては、相当に疑問を感ぜざるをえない。強迫の情況が止んだといえるかどうか、疑わしいからである。

さいごに、法社会学的にみた場合、本件は、戦後の民法改正にもかかわらず、旧来の家族制度的機構がいかに根づよく残つているかということを暗示しているようである。また、そのような社会機構を依然として好んで利用している紡績会社の労務管理の実態が、見事に浮きぼりされているようにも思われる。

以下、右に指摘した重要な問題点について、若干の検討を試みよう。なお、不当労働行為の問題には、ふれないこととする。

二　第一に、被控訴人にたいする兄の説得が民法九六条一項の取消原因たる強迫とみられるかどうか、を問題にしよう。

先にも指摘したように、親子・兄弟姉妹のごとき身近な肉親のあいだで勧告や説得の行われることは、われわれの社会でごく普通にみられる事象である。その内容も、職業・学校・結婚など、ひろく日常生活の各種の事項にわたるのを常とする。本件の被控訴人は、判旨によると、昭和一七年生まれの由であるから、この退職事件のおきた当時（昭和三五年）には、まだ年齢一八歳ばかりであり、もちろん未成年者として親権による保護・監督のもとに立つべき身である。父がすでに死亡しているのであるから、母から依頼を受けた兄が、いわば親権者の身代りとして、相談や勧告にあずかつたとしても、あえて異とするに足りない。暴力などによらない平和的説得であるかぎり、一種の家族的自治として、何ら違法性を有するものではない。多少の威圧的な態度やつよい語調を用いたぐらいでは、やはり法律上の強迫に当るものとは考えられない。これを強迫に当るものとし、これによる意思表示について取消という法的な救済手段をあたえるためには、相当な特別事情がみとめられなくてはなるまい。

判旨によると、(1)被控訴人と兄とは平常ほとんど直接の交際がなかつたにもかかわらず、突然、兄が母から依頼されたと称して被控訴人を訪れてきたこと、(2)会社は、被控訴人のサークル活動の中止よりは、むしろその退職を望んでいて、兄はそういう会社側の意向を受けて勧告をしたらしいこと、(3)かなり執ような威迫にみちた態度をもつて被控訴人に迫つたこと、などの諸事実を綜合して、強迫に当るものとみとめたわけである。たしかに、判旨のあげた事実をみると、被控訴人にたいする兄の説得には、家族間の自治ないし自主的協力の埒外にはみだした要素が多いようであり、判旨はいちおう妥当なものということができるであろう。

ただ、これは或る程度まで私の推測でもあるのだが、被控訴人が退職願を書いて出したのは、心理的にみて、兄の説得から畏怖にかられてそうせざるをえなかつたというような単純なものではなく、各種の心理的要素がからみあつて生じた一種の諦観による意思決定ではなかつたか、と思われる。そこには、兄の説得からの畏怖もさることながら、そのほかにも、母に心配をかけまいとする家族感情、職場の上役や同僚などからのいやがらせにたいする嫌悪感、現在のわずらわしさから逃れたいという解放欲求、いま退職してボーナスは十二月分まで貰えるという打算的欲望、多くの日本婦人に共通する犠牲心や諦念癖、等々が複雑かつ微妙にからみあつていたであろう。いずれかといえば、肉親であり、しかも目上のものである母や兄の迷惑になるという伝統的な家族制度的意識が、最も基礎的なものとして沈澱していたのではあるまいか。このように複合的なものを「強迫による意思表示」という法的概念にあてはめて、取消による法的救済をあたえるべきものと判断すべきなのかどうか、いいかえれば、兄の説得行為により被控訴人の意思決定の自由がどの程度に拘束されたのか――すなわち、兄の強迫と退職の意思表示との因果関係がどの程度なのか――私には、なお多少の迷いがある、といわざるをえない。

ともあれ、法廷での事実審理に直接立会つたわけでもなく、記録や証拠を詳細に調べたわけでもない私としては、これ以上、この点について論議を重ねても、無益であろう。強迫による意思表示という概念構成を肯定した判旨に反対するつもりは、もとより、ない。ただ、さらに明らかにされるべき事実としては、たとえば、(1)もし兄の説得がなかつたなら、被控訴人は確実に退職しないという意思を持続しえたのかどうか――もし退職の意思を生ずべき他の原因があつたなら、兄の説得と退職の意思決定とのあいだの因果関係が不十分となるかもしれない――、(2)被控訴人と兄とのあいだに平常の直接的交際がほとんどなかつたということのほかに、手紙のやりとりのごときものもなかつたのかどうか――もし、なかつたとしたら、兄の出現はまつたく唐突なものとなるであろう――、(3)兄は会社から何か謝礼や交通費のごときものを受けていなかつたかどうか、――もし受けていたら、兄の説得は、まさに家族的自治から逸脱したものとなろう――等々も考える余地があつたのではなかろうか。

三　つぎに、被控訴人の退職金受領その他の行為が民法一二五条にいわゆる法定追認とみられるかどうか、の問題に移ろう。

退職金を受領したりする行為は、債権者として相手方の履行を受領する行為であるが、これが民法一二五条一号の「全部又ハ一部ノ履行」にふくまれることは、おそらく問題あるまい（我妻栄・『民法総則』三一七頁、今泉孝太郎・『新民法総則』四一三頁、柚木馨・『判例民法総論』三〇七―八頁等参照。なお、大判・昭和八年四月二八日、民集一〇四〇頁参照。）。

ところで、法定追認の事実がみとめられるためには、それが「追認ヲ為スコトヲ得ル時ヨリ後」（民法一二五条）すなわち「取消ノ原因タル情況ノ止ミタル後」（民法一一二四条一項）になされることを要する。取消の原因たる情況が止んだ後というのは、本件についていえば、被控訴人にたいする兄の強迫の情況の止んだ後ということを意味する。判旨によれば、被控訴人は姫路市にある会社の寄宿舎に住み、そこへ和歌山市に住む兄が現われて被控訴人を説得し、退職願の提出された昭和三五年一一月二九日に、兄は被控訴人と別れて和歌山市の自宅に帰り、被控訴人はなお半月ほど寄宿舎に残留していたもので、したがつて、兄の被控訴人にたいする強迫の情況は、両名が一一月二九日に姫路市で別れたときに止んだものとされている。

しかし、右両名が姫路市で別れ、兄が和歌山へ帰り被控訴人が寄宿舎に残留しただけで、兄による強迫の情況は止んだものということができるであろうか。私には、少なからず疑問に感じられる。というわけは、右両名が別れただけのことでは、被控訴人をして退職願を書くにいたらしめた意思決定における不自由性——強制的要因——が取除かれるとは思われないからである。たしかに、いちおう兄は立去つた。だが、和歌山と姫路とは、汽車でわずか数時間の距離でしかない。おそらく会社側からの通知を受ければ、一両日中にも、兄は再三・再四現われて説得を続けるにちがいない。そればかりではない。被控訴人を主として動かしたのは、それが肉親の兄による説得だからであり、また害悪の予告として示されたのが、肉親であり、かつ目上のものである母や兄の迷惑になるという家族制度的義理にもとづくものだつたと考えられることは、先にも述べたとおりである。このような家族制度的制約の中での心理的強制として、本件における強迫が作用していたとするならば、それは、たまたま兄が被控訴人のところから汽車で数時間の距離に立去つたぐらいのことで消失すべきものではなく、兄が和歌山へ帰つた後にも、なお依然として、被控訴人をとらえていた、とみなければならない。

拳をふりあげて、なぐるぞと脅したような場合であれば、強迫者が立去ると同時に強迫の情況は止んだとみることも可能であろう。しかし、本件のような場合には、とくに被控訴人の意思決定における不自由性の原因が除去され、かつ同一または同種の強迫が少なくとも当分のあいだ再開されないことが十分期待できるような特別な事情のない限り——たとえば、兄が強迫的態度をあらためたとか、あるいは地理的に遠いところに帰つて当分のあいだ現われてくる見込みがないとか、いうような場合でない限り、軽々しく強迫の情況が止んだとはいいえないのではあるまいか。

四　さいごに、この判決の社会的背景をも少し考えてみよう。

終戦後の民法改正によつて、いわゆる家族制度が廃止されて以来、早くも十数年が経過したが、この判決の中に指摘されている事実は、法律的には廃止されたはずの家族制度が社会的には依然としてつよい機能をもつて作用していることを暗示するようである。

会社が、労務管理上、好ましくない女子工員を退職させるために微妙な圧力をかけ、母や兄に働きかける。会社の意向を受けた兄が、ほとんど平常の交際もない妹のところへ忽然として現われ、母や兄が迷惑するなどと述べて説得を試みる。――物をいつているのは、母や兄としての家族制度的権威であり、女子工員を動かすのは、娘であり妹であり女であることからくる家族制度的従属意識である。こういう仕方での、家族制度的支配従属関係を極度に充用する労務管理は、実は、わが国の紡績業などでは古くから一般的にみられたものである。労働争議などにさいしても、会社が争議破りの一手段として親による権威的説得を利用することは、けつして珍らしい現象ではなかつたし、民法改正後の今日でも、依然としてそうなのである（拙著『親族法・相続法』一一一―二頁参照。）。たとえば、数年前埼玉県熊谷市におこつた某製糸会社の争議にさいしては、会社側からの通知を受けてかけつけた女子工員の親たちは、争議団のたてこもつた旅館におしかけ、半ば暴力的に娘たちに面会を求め、しかもまず「親に心配をかけた」として娘たちをなぐりとばした上、おとなしく会社に帰るよう説得したといわれている。

社会的機構としての家族制度は、いうまでもなく、わが国における政治的支配形態の所産であり、社会関係そのものの反映である。戦後の民法改正は、法律的な形式としての戸主制度を廃止することには成功したけれども、社会的機構としての家族制度を清算しきることはできなかつた。それどころか、最近の政治体制のもとにおいては、家族制度的機構を強化するために民法を再改正しようとする動きすら出ていることは、周知のとおりである。

このときにあたつて、右のような兄の説得行為が違法性を帯有するものとされ、法律上強迫たるものとして評価されたことは、まことに重要な意義を有するということができよう。ただ、被控訴人による退職金などの受領が法定追認に当るものとされ、結果的には、会社側の勝訴となつた。だが、そのような判旨が相当に疑わしいことは、右に検討したとおりであるし、また、仮りに判旨をそのまま肯定するとしても、退職金などを受領する前であれば、十分に退職願について民法所定の取消がみとめられるわけであり、さらに退職金などを受領したとしても、その受領にさいして何らかの手段で異議を留めることが考案されるならば、会社側は、容易に勝訴を期しえなくなるであろう。――この意味において、従来のような家族制度的関係を利用した労務管理の仕方が、すでに限界にぶつかり、新

しい転機にきていることを、よくよく認識しなければならないのではあるまいか。私は、この判決を機縁として、会社側の労務管理が大きく合理化されるべきことを、つよく期待するものである。

（一九六二・七・二五）（田中　実）

〔商法　二七〕共同振出人の肩書地が異なりかつ支払地および振出地の記載が単に「東京都」である約束手形の効力

（昭和三四年一〇月八日東京地裁判決　昭和三三年（ワ）第一〇三号・第一七八号約束手形金請求併合事件　下級民集一〇巻一〇号二一一五頁）

【判示事項】一、支払地および振出地「東京都」支払場所「株式会社北海道拓殖銀行築地支店」と記載された約束手形の効力

二、共同振出人の肩書地が異なりかつ支払地および振出地「東京都」支払場所「自宅」と記載された約束手形の効力

【参照条文】手形法七六条

【事実】被告Y_1は昭和三一年三月一四日、原告Xに宛て支払地および振出地を東京都、支払場所を株式会社北海道拓殖銀行築地支店、金額を一〇万円、満期をそれぞれ昭和三一年五月一五日および同年五月三一日とする約束手形二通（以下、一、二号手形と称する）を振出し交付し、また被告Y_1 Y_2両名は共同して昭和三一年四月一四日、原告Xに宛て支払地および振出地を東京都、支払場所を自宅、金額をそれぞれ二〇万円および五五万円、満期をそれぞれ昭和三一年四月三〇日および同年五月一三日とする約束手形二通（以下三、四号手形と称する）を振出し交付した。ところで本件各手形には右のように支払地および振出地として単に「東京都」とのみ記載されているにすぎないが、一、二号手形には振出人Y_1の肩書地として港区以下、三、四号手形には共同振出人Y_1の肩書地として芝南佐久間町以下、同Y_2のそれとして中央区以下の記載がなされていた。Xが手形所持人として右の各手形の支払を求めて訴を提起したのが本件である。Xは本件各手形の支払地および振出地が単に東京都と記載